

高知県医師会医学会演題発表における COI 開示と倫理審査について

1) COI の開示について

1. 筆頭演者、講演者は、自分が発表する内容に関する利益相反状態を、申込時及び口頭発表時のスライドで開示してください。
2. 開示すべき事項・基準は下記のとおりとしますが、基準に満たない事項の開示を妨げるものではありません。また、開示すべき利益相反状態がない場合は、その旨を開示してください。開示すべき基準のなかの合計額は、演題登録から過去3年以内に発表する内容に関して支払われた額の総額です。
3. 倫理審査の要否にかかわらず、すべての発表が対象となります。

■ 開示すべき基準

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、寄付講座に所属するものについて、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円を超えるもの。
2. 研究に関連した企業の株式の保有については、1つの企業について1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円、または当該企業の全株式の5%を超えるもの。
3. 研究に関連した企業、団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料収入が年間100万円を超えるもの。
4. 研究に関連した企業、団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当・講演料・座長料などやパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については、1つの企業または団体からの年間の日当及び原稿料が合計100万円を超えるもの。
5. 研究に関連した企業、団体から提供された研究費については、1つの医学研究において支払われた総額が年間100万円を超えるもの。奨学寄付金(奨励寄付金)については1つの企業または団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間100万円を超えるもの。
6. その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円を超えるもの。
7. 前各号に定める金額については交通費は除くものとする。

2) 倫理委員会の審査の要否について

症例報告については、倫理審査委員会の審査は不要です。侵襲を伴う研究および介入研究の場合は、各施設の倫理委員会または学会の倫理委員会審査を受けてください。受けられない場合は、高知県医師会に申請してください。